

市第54号議案

墓地の指定管理者の指定

次のように墓地の指定管理者を指定する。

平成22年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
メモリアルグリーン	中区山下町 1 番地	清光社・奈良造園土木共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 信俊	平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

提 案 理 由

メモリアルグリーンの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

清光社・奈良造園土木共同事業体の構成員

1 中区山下町 1 番地

株式会社清光社

代表取締役社長 鈴木 信 俊

2 港北区新横浜一丁目 13 番地の 3

奈良造園土木株式会社

代表取締役社長 野 村 直 樹

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）